

**(趣旨)**

1. 本指針は、日本女子大学学術情報リポジトリ（英語名称：Japan Women's University Institutional Repository。以下「本学リポジトリ」という。）の運用等に関し必要な事項を定める。

**(目的)**

2. 本学リポジトリは、本学で作成された学術研究成果物（以下「学術成果」という。）を電子的に集積、保存し、学内外に無償で発信することにより、社会に貢献すると共に本学の教育研究活動の発展に資することを目的とする。

**(管理・運用及び責任者)**

3. 本学リポジトリの管理・運用は、日本女子大学図書館（以下「図書館」という。）が、学内関係部署との連携をもって行うものとし、図書館長を責任者とする。
4. 管理・運用に関し必要な事項は、図書委員、図書館長及び図書館事務部課長で構成する図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）で決定するものとする。

**(登録者)**

5. 次の者は、自己が作成に関与した学術成果を本学リポジトリに登録することができる。
  - (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員
  - (2) 本学に在籍する、または在籍したことがあり、教員が推薦する学生
  - (3) その他、本学図書館長が適当と認めた者

**(登録対象)**

6. 登録対象は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 学術的な研究の成果物、または学術的に意義のあるもので次の事項のいずれかに該当するものであること
    - ① 学術論文
    - ② 本学で学位を授与された博士学位論文、博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨
    - ③ 紀要、その他本学学部・大学院、研究所等で発行している刊行物
    - ④ 学術的会議等での発表資料
    - ⑤ その他、本学リポジトリの目的に合致するもの
  - (2) 登録者が単独または他と共同で作成したもの
  - (3) 電子的フォーマットで作成されており、電子的に保存・公開が可能なもの
  - (4) 法令、本学規程、社会通念、情報セキュリティ上で問題が生じないもの

**(登録された学術成果の利用)**

7. 図書館は、本学リポジトリに登録された学術成果を次の方法により利用することができる。
  - (1) 学術成果を複製し、本学リポジトリシステムにより公開する。
  - (2) ネットワークを通じて不特定多数に無償で公開する。
  - (3) 必要に応じて、保存または利用のために媒体変換を行う。

### **(著作権)**

8. 本学リポジトリに登録された学術成果の著作権は、登録後も著作権者に帰属する。

### **(登録手続)**

9. 本学リポジトリに学術成果の登録を希望する者は、所定の手続きにより登録申請を行い、本学図書館長の許可を得るものとする。

10. 本学リポジトリに学術成果を登録する者は、登録にあたり必要となる著作権等の利用許諾を得るものとする。

11. 登録者は本学リポジトリに自ら学術成果を登録することができる。また、登録者は登録の代行を図書館に書面をもって依頼することができる。

### **(改変及び削除)**

12. 登録済の学術成果の改変を希望する登録者は、所定の手続きにより申請を行い、図書館は、改変前後の学術成果を別バージョンとして登録する。

13. 登録した学術成果の非公開・削除を希望する登録者は、所定の手続きにより申請を行い、図書館が非公開手続・削除を行う。

14. 登録された学術成果が、法令上、または社会通念上問題があると図書館長が判断した場合、図書館はこれを削除できる。

### **(登録者の責任)**

15. 登録された学術成果の内容に関しては、登録者が責任をもつ。

### **(免責)**

16. 本学及び図書館は、登録された学術成果の公開または利用によって発生した登録者や著作権者の損害については一切の責任を負わないものとする。

### **(指針の改廃)**

17. 本指針の改廃については、運営委員会の議を経て、図書館長がこれを行う。

### **(その他)**

18. この指針に記載されていない事項については、必要に応じて、運営委員会が協議して定めるものとする。

### **附則**

この指針は平成26年12月1日から施行する。

**附則**（登録手続き9. から「所属長の許諾を得た上で」を削除したことに伴う改正）

この指針は平成29年11月1日から施行する。